

早稲田大学大学院法学研究科

2023年6月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目：

「中国の児童虐待防止における子・親・国の関係の考察」

—日本の近年の法改正からの示唆—

申請者氏名： 劉 偉

審査員

主査	早稲田大学教授	山口齊昭（民法）
副査	早稲田大学教授	小西暁和（刑事政策）
副査	早稲田大学教授	三枝健治（民法）
副査	早稲田大学教授	棚村政行（民法）
副査	東洋大学教授	中村 恵（民法）

劉偉氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程学生劉偉氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2023年2月2日、その論文「中国の児童虐待防止における子・親・国の関係の考察—日本の近年の法改正からの示唆—」を、早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の審査委員は、同研究科の委嘱を受けて、この論文を審査してきたが、2023年6月14日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

一 本論文の目的と構成

（1）本論文の目的

本論文は、中国における児童虐待防止のための施策の問題点を、日本法との比較研究を通じて明らかにし、今後の中国における児童虐待防止のあり方を検討するものである。

筆者によれば、中国における児童虐待防止施策の問題点として、第1に、児童虐待の予防の施策が重視されておらず、児童虐待が発生した後の介入が重視されていること、第2に、児童虐待への介入において、国家が、親権者の代わりに、保護児童に対して直接介入を行うなど、国家の権利の行使と親権の行使のバランスがとれていないとの問題点があるとす。

この問題意識のもと、本論文は、児童虐待防止の施策における子・親・国の三者の間におけるそれぞれ（国と子、子と親、親と国）の関係を分析の切り口として、中国と日本の状況の比較検討を行う。これにより、本論文は、中国における児童虐待防止施策における、制度上・運用上の具体的な問題点を抽出し、そのうえで、日本の施策を参考に、一定の具体的な提言を行うことを目的とする。

（2）本論文の構成

本論文は、「序章」、「第一章 児童虐待防止に関する法制度の日中比較」、「第二章 日本の児童虐待防止における国と子の関係の考察」、「第三章 日本の児童虐待防止における子と親の関係の考察」、「第四章 日本の児童虐待防止における親と国の関係の考察」、「第五章 中国における児童虐待防止への提言」、「終章」で構成される。

「序章」では、研究背景、問題意識、本論文の構成、用語の説明が記述される。「第一章 児童虐待防止に関する法制度の日中比較」は、日中における制度の比較であり、「第一節 中国における児童虐待防止の実態」、「第二節 日本における児童虐待防止の実態」、「第三節 日中の比較」、「第四節 中国における監護制度の考察」、「第五節 日本における親権の法的性格の考察」、「第六節 中国における監護制度の再考察」、「第七節 小括」で構成される。

第二章から第四章までは、日本の児童虐待制度の検討および考察である。「第二章 日本の児童虐待防止における国と子の関係の考察」は、「第一節 「子どもの最善の利益」原則の活用」、「第二節 国を中心とする児童虐待予防の措置」、「第三節 児童虐待予防における各機関の役割」、「第四節 日本における国を中心とする児童虐待予防の考察」、「第五節 小

括」で構成される。「第三章 日本の児童虐待防止における子と親の関係の考察」は、「第一節 懲戒と体罰の関係」、「第二節 許されない行為の範囲」、「第三節 家庭での体罰禁止についての私見」、「第四節 小括」で構成される。「第四章 日本の児童虐待防止における親と国の関係の考察」は、「第一節 児童福祉法による親権制限」、「第二節 民法による親権制限」、「第三節 司法関与の強化—2017年児童福祉法等改正を中心として」、「第四節 小括—日本における親権制限の特徴の考察」で構成される。

「第五章 中国における児童虐待防止への提言」は、「第一節 日本における児童虐待防止施策のまとめ」の後、「第二節 中国における児童福祉の現状」と、「第三節 児童虐待防止対応の基盤」を示したうえで、「第四節 児童虐待の予防への提言」、「第五節 児童虐待の介入への提言」、「第六節 社会養育の支援への提言」を提示し、「第七節 小括」を行う。そして、「終章」で、総括、本論文の意義および今後の課題を示す。

二 本論文の内容

(1) 序章

「序章」では、研究の背景と問題意識が述べられ、本論文の枠組みが示される。筆者によれば、児童権利宣言の公布を契機とした、世界的な「子の最善の利益」の原則の確立にもかかわらず、中国においては、児童虐待防止が十分に機能していないとし、その背景として、中国においては児童虐待の予防が重視されておらず、保護児童に対して国家が親権者の代わりに児童保護の責任を担う際、国家の権利の行使と親権行使のバランスが十分にとれていないとの問題点があるとする。

この問題意識のもと、本論文は、児童虐待防止の問題を、子・親・国の三者の関係の構造から分析し、①国と子の関係の枠組みにおける、国を中心とする早期予防の不備、②子と親の関係の枠組みにおける、子の権利と親の権利の衝突、③国と親の関係の枠組みにおける、親の権利と国家の責任の衝突、という問題があるとの分析枠組みを示す。そしてこの分析枠組みに対応する本論文の構成を示し、また、本論文での用語法をも示す。

(2) 第一章 児童虐待防止に関する法制度の日中比較

「第一章 児童虐待防止に関する法制度の日中比較」では、まず、児童虐待の実態を各種資料やデータに基づき比較し、次に、前提となる監護制度についても比較を行う。

筆者によれば、児童虐待の実態として、日中とも、年齢が低い児童が虐待の対象となる傾向があること、加害者としては親権者が多いこと、児童虐待の要因として、単独のそれではなく、児童と親の関係、児童や親が置かれた環境など、多様な要因があるとの共通点があるとする。また、児童虐待へ対応する仕組みとしても、子の利益を中心とする仕組みが設けられ、親が第一義的責任者であって、親が不適切な親権行使をする場合、国が子に責任を負うという仕組みが両国で共通するという。一方で、日本と比較した場合、中国では、特に農村部における児童のネグレクトが大きな問題であること、児童虐待への対応として複数の機関が当たるが、対応のための中核機関が存在しないこと、事後的な対応が中心であって児童虐待予防の制度が不十分であることが指摘される。また、監護制度についても、中国では「大

監護」制度により、親権と後見が統一的に捉えられることから、国家の介入等に当たっても支障が生じる恐れがあるなどの問題点があることを指摘する。

(3) 第二章 日本の児童虐待防止における国と子の関係の考察

「第二章 日本の児童虐待防止における国と子の関係の考察」では、日本における児童虐待防止制度を、国と子の関係から分析する。本章では、日本において、国を中心とした、市町村や児童相談所、警察や医療機関等の各機関の連携による取り組みが、どのように児童虐待の予防に役割を果たしているかが詳述される。日本における各機関のネットワーク化のアプローチは、これによる、子育て支援、虐待ハイリスク家庭の把握、情報共有等によって、児童虐待の予防、虐待ハイリスク家庭の早期発見を目指すとともに、訪問、相談等による育児孤立の解決を図ることをも視野に入れたものであるとし、肯定的評価を行っている。

(4) 第三章 日本の児童虐待防止における子と親の関係の考察

「第三章 日本の児童虐待防止における子と親の関係の考察」では、日本における児童虐待防止制度を、子と親の関係から考察する。具体的には、親権者の懲戒権と体罰の禁止の問題につき、日本における2022年の民法（親子法制）改正に至るまでの議論を追い、そこから、日本における懲戒権と体罰に関する方針の変遷をたどる。

筆者は、当初、日本では、懲戒権の拡大とともに体罰も肯定されるようになったことに着目し、懲戒権と体罰とに密接な関係があることを示唆する。しかし、その後、子の権利を重視する世界的な流れを受けて、日本においても、法改正の動きが生じ、2022年の民法改正では懲戒権の規定が削除されるとともに、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないことが定められた。

筆者は、この改正経緯を重要なものとして取り上げ、その立法経緯を詳細に追うことにより、懲戒権の存在が、子の権益の保障の妨げになること、体罰禁止のみならず、精神的な苦痛をも含めて、明確にルール化がなされるべきとの命題を導き出す。

(5) 第四章 日本の児童虐待防止における親と国の関係の考察

「第四章 日本の児童虐待防止における親と国の関係の考察」では、日本における児童虐待防止制度を、親と国の関係から考察する。

本章では、具体的には、親権の制限の問題が扱われる。まず、児童福祉法に関し、要保護児童の親権に関わる権限を、施設長や里親がどのような条件でどの範囲で行使するかについての検討を、一連の同法改正の経緯を辿ることによって行い、これによって、親権者の親権がいかなる条件や方針の下で制限されるかを検討する。その結果、日本においては、児童福祉法に基づく親権の制限としては、国は、親の権利をできるだけ尊重して、親権を制限する場合は、必要最小限とし、但し、親権者は施設長等の措置を不当に妨げてはならないとして、かつ、緊急の対応が必要と認められる場合には、親権者の意に反しても措置を講じることができるとすることにより、児童の安全および保護に責任を負うものとしているとの評価を行う。

次に、民法による親権制限のあり方やその特徴を、一連の民法改正の経緯、および、関連する裁判例等を検討することにより明らかにする。これにより、日本においては、当初、親

権喪失の制度が存在するのみであったが、2011年に親権一時停止制度が新設されたこと、さらには、第三者への監護者指定についても、賛否はあるものの議論が存在していることが示される。このように、日本では、柔軟で多様な手段により、児童福祉の保障と親権制限のバランスをとることが目指されているとの評価がなされる。

さらに、これら親権制限の行使に関しては、児童福祉法に基づく親権の制限につき、2017年、2022年の児童福祉法等の改正によって、司法関与が強められたことに着目し、その経緯を検討する。これにより、日本における親権制限は、児童虐待の全過程において、司法関与の強化が求められていることを示し、日本においては、行政手続の適正性の保障とともに、児童虐待防止の、早期の段階での司法的支援が目指されているとの評価を行う。

(6) 第五章 中国における児童虐待防止への提言

「第五章 中国における児童虐待防止への提言」では、以上の日本における児童虐待防止の施策を踏まえ、中国における児童虐待防止の施策につき、筆者としての提言を行う。

筆者によれば、中国における児童福祉の現状の問題として、未成年者への配慮と保護が、家族の自治や親族間の協力に過度に依存しており、また、児童虐待の問題が、子の最善の利益の観点からではなく、親の処罰の問題として捉えられていることがあるとする。そして、児童虐待防止対応の基盤として、児童虐待へ対応するための機関は存在するものの、各部門が、各々の職責の下で別個に対応し、中核となる機関が存在しない問題があるとする。

このため、日本における、各機関のネットワーク化のアプローチを踏まえ、日本での児童相談所、および、市町村の役割を参考にして、中国においては、村（居）民委員会の体制が強化されるべきことを主張する。また、多機関の連携の目的の観点から、2016年以降中国では、「未成年者保護総合サービスプラットフォーム」が構築されているところ、これを、国情に合わせて適切に運用してゆくべきことを主張する。

また、児童虐待の未然予防の目的から、日本の施策を参考として、①国と子、および、②親と子のそれぞれの関係からの、中国における提言が行われる。具体的には、①に関しては、留守児童が集中する地域に、支援センターを配置することが考えられ、また、このような手法が必ずしもなじまない農村部では、近隣共済会の設置を行うなどの措置が考えられるとする。そして、②に関しては、日本における民法改正の議論を踏まえ、親の監護権行使にあたっての体罰を禁止し、精神的な苦痛を含む、一切の児童の権利を侵害する行為を禁止すべきと主張する。

そして、国と親との関係に関連する児童虐待への国家の介入に関しても、日本からの示唆を踏まえ、中国の国情に合わせた介入方法が提言される。具体的には、国家の介入を必要最小限にすべきとする原則を確認したうえで、親権制限の手段としては、監護権喪失だけでなく、監護権の中止や第三者への監護の指定などの柔軟な手段がとられるべきこと、また、その際、日本においては司法関与が強化されているが、この点は、中国の国情に必ずしも沿わないため、司法に替えて、専門家からなる、未成年者保護専門委員会のような行政部門が設置されるべきことが主張される。

さらに、児童虐待防止との関係で重要となる、社会養育制度との関係について、中国における社会養育のシステムを詳細に紹介したうえで、社会養育（中国では里親による養育が半数以上を占めるとされる）が適切に行われるためには、その職責および権限の範囲が明確でなければならないとして、考察を行う。そこで、この点に関し、日本において、国は、親権の制限を必要最小限度に抑え、同時に、児童の安全および保護に責任を負い、親権者等の不当な妨害をも防ぐことを図っていることを参考に、中国における社会養育に付与すべき権限を検討する。具体的には、例えば、里親の監護権の職責は、日常生活への配慮、就学、および、日常医療などの身上監護権の範囲にとどめ、身分行為に関わる同意権、重大な医療行為の同意権、代理行為、財産管理権、養子縁組の成立・解消の同意表明権などの重要事項は、監護者、あるいは、民政部門が決定権を有するものとすべきなどの提言を行う。

（7）終章

最後に「終章」では、本論文の結論が総括され、本論文の意義と今後の課題についても言及がなされる。このうち、今後の課題としては、子どもの意見の尊重や、子どもの意見表明権を具体化するための仕組みや制度の検討が、さらに必要であることが示されている。

三 本論文の評価

（1）本論文は、中国において深刻な問題となっている児童虐待を防止するための仕組み・制度のありかたを、日本における児童虐待の取り組み・法制度を比較の対象としながら検討し、これにより、中国における児童虐待防止のための提言を行うものである。本論文でも最初に指摘されるように、日本と中国では、児童虐待の生じる原因や児童の置かれた環境、児童虐待に対応する制度において、様々な違いがある。しかし、両国とも、様々な要因が絡み合っており、このため、複数の制度を組み合わせ、これに対応していること、世界的に見れば、両国とも、児童虐待に関して対策の途上にあり、まさに現在、様々なアプローチからの対策が行われていることは共通している。このことを踏まえ、本論文は、日本の対策が、中国の半歩先を進むものであることから、中国における児童虐待防止のあり方に大きな示唆を与えるものであるとして、これを参照し、一方で、両国の国情や前提となる制度の違いをも十分に意識しながら、実践的かつ現実的な提言を行っている。

本論文が取り扱う児童虐待防止の施策および制度は、発見、通報、保護、介入、支援などの様々な段階に関わり、また、民事法だけでなく、社会保障、刑事政策等、広範な学際的分野に関わる。このため、この点に関する、個別の制度またはテーマについての研究は数多くあっても、これらを総合的に取り扱った日中比較研究は、これまでほとんど存在しなかった。そのような中で、本論文は、日中の児童虐待防止制度について、初めて包括的、総合的に検討を行った研究であり、しかも、優れた日本語能力により、両国の施策や制度をわかりやすく記述するものであって、それ自体意義を有するものである。しかし、それにとどまらず、本論文は、少なくとも以下の点で評価に値するといえる。

第一に、本論文は、児童虐待をめぐる中国と日本の現状、児童虐待防止の法制および政策、児童虐待防止に関わる関係機関およびその連携のあり方、児童虐待の背景にある親権・監護

法制の性格、家庭における体罰または暴力への対策、児童保護機関や社会養育のあり方などについて、総合的に検討するものであるが、その分析を、子・親・国の三者の関係の構造(①国と子の関係、②子と親の関係、③国と親の関係)と、児童虐待の発見、通報、保護、介入、支援という段階の両者を組み合わせた視点から行っている。このような、子・親・国の三者の関係の構造と、児童虐待防止のための施策の段階とを組み合わせた視点に基づく分析は、決して突飛なものではなく、十分にあり得た分析方法であるが、これまで、同様の枠組みを意識的に示し、その枠組みのもと、分析を行った総合的な研究は見当たらない。本論文が、このような視点に基づく分析を行った狙いとしては、特に、本論文のテーマのような、扱うべき範囲が広範で、関連する制度も多岐にわたる分野においては、このような意識的な分析枠組みを示し、これに基づいた包括的な分析を行うことが適切かつ有効となるとの考えがあったと思われる。本論文において、その狙いは成功していると思われ、本テーマに関わる多数かつ多様な論点を、筆者は、ほぼ網羅し、その検討を踏まえた複眼的な広い視点から、中国における児童虐待防止のために、いかなる施策、法制、または、仕組みが有効に作動するかについての提言を、有機的、総合的に行っている。それらの提言は、各施策や制度の関連性を十分に意識した広い視点からのものであるため、いずれも説得力があり、かつ、具体的に現実的なものとなっており、本論文は、このような点から、学術的に独創的・挑戦的な論文として、高く評価することができる。

第二に、本論文については、以下の点をも指摘することができる。すなわち、本論文は、深刻な児童虐待事件が後を絶たないことから、近年、児童虐待防止法制や児童虐待防止施策、民法・児童福祉法・児童虐待防止法など、児童虐待防止のための一連の法改正が進む日本の動向を参考にして、中国における児童虐待防止の施策と制度を検討するものである。これにより、本論文は、中国において、中核的な専門機関が欠如していることや、事前の予防や再発防止策よりも、事後的な取り締まりや親子分離に傾きやすいことなどの問題点があることの示唆を得て、そこから、村(居)民委員会の体制強化、地域支援センターの配置、監護権の中止や、第三者への監護の指定など、中国の施策や制度に関しての具体的な提言を行う。しかし、本論文はそれにとどまらず、民法や児童福祉法、児童虐待防止法等、多数の法律や制度に関わり、また、その改正等の動きが近時著しく、かつ多数の裁判例や、決定、審判なども多いため、複雑でその全体像を把握することが難しくなっている日本の児童虐待防止の議論についても、適切に議論を整理している。その分析視点も、先に示した、子・親・国の三者の関係の構造と、発見、通報、保護、介入、支援等の、児童虐待防止のための施策の段階とを組み合わせた視点に基づく、各種施策や制度に関する有機的な関連性を踏まえたものであることから、日本法についても、適切に問題点や課題の指摘を行うものとなっている。それゆえ、本論文は、中国法のみならず、日本法に対しても大いに示唆を与える論文であるといえる。

第三に、本論文は、家庭における親の子育て、子に対する親のしつけなどの親子関係のあり方、都市部と農村部での児童虐待の実態、広大な国土と多様な民族・地域、司法・行政・立法と児童保護のあり方など、中国における児童虐待の背景事情を明確に意識しながら、こ

れらと日本の社会、文化、歴史、政治、経済などの相違点および共通点を踏まえ、それぞれの国や社会における児童虐待防止法制や児童虐待防止施策のあり方を見直そうと試みる。もとより中国における児童虐待をめぐる事情と日本のそれとは大きく異なり、これを比較して示唆を得ようとするのは、かなり大胆な試みとも言う。しかし、本論文は、その際、前提となる両国の相違点と共通点に関する分析を地道に行い、それを踏まえて、中国において参考とすることができるアイデアや発想を得ようとしており、このような手法は、その明確な問題意識と一貫した手堅い研究手法に基づいているからこそ可能になっている。本論文で、筆者は、日本の立法過程の議論に至るまで、幅広く資料や先行研究を渉猟し、その考え方の根本に踏み込んで分析を行っており、これは、日本の議論を参照するにあたり、その前提となる議論の成り立ちを把握することが必須であるとの明確な意識に基づいてなされたものである。本論文で、筆者は、このような地道な作業の積み重ねによって、背景事情の異なる日中制度の比較を行うことに成功しており、この点も、本論文が評価されるべき点である。

第四に、本論文が行う中国での児童虐待防止の法制度や施策への提言が、具体的かつ現実的で、実現可能性の高い有用な提言となっていることが挙げられる。例えば、親の監護権に関しては、国家や行政の介入と親の権利行使のバランスがとれていないという、中国における問題の本質を踏まえたうえで、日本の制度を参考に、段階に応じた権限のあり方を具体的に示す。また、監護権の範囲の問題と、社会養育のあり方の問題が密接に関わっていることを示し、中国においては、主たる社会養育が里親養育となっていることをも踏まえ、親、里親、施設における監護の範囲を明確化することを提言する。さらに、本論文は、中国での司法機関の地方化、村（居）民委員会などの住民組織の構造等、日本の仕組みとの相違点を意識しながら、中国においては、自治組織である村（居）民委員会の体制や権限を強化すべきとの提言を行い、近時中国に導入された「未成年者保護総合サービスプラットフォーム」の活用や、その位置づけの強化を提言するなど、既に中国で導入されている仕組みや制度を踏まえ、それらの理論的基礎づけの試みや、より実践的な活用の提案等を行う。そして、体罰禁止等、それ自体、目標としては異論が少ないと思われる施策についても、その実現可能性がどの程度あるかについて、現状の条例などとの関係から見通しを示している。このように、本論文において、筆者が、いずれの提言についても、現状との連続性を意識し、実現可能性の高い提言を目指している点は、特筆すべきであろう。

以上のとおり、児童虐待に関わる問題は、民法のみならず、行政法・刑事法にも関連しており、対応する機関も多様であるため、実効的な提言を示すためには網羅的・総合的な理解のもとでの研究が必要となる。本論文は、そのことを十分に意識したうえで、日本の児童虐待に関する法制度やその運用の実際を多角的に把握し、日中において相違点と共通点が存在することも前提としながら、児童虐待をめぐる中国の実際の状況や法制度の現況を踏まえて、実践的かつ有意義な提言を行っている。このように、本論文は、広範で複雑な日本の児童虐待防止政策の現時点における到達点を、平明かつ的確に把握した優れた研究成果であると同時に、中国の児童虐待防止政策に対しては、その導入により、直ちに成果を得られ

るであろう具体的提言を数多く示す、有益かつ実践的な研究成果であるということが出来る。

(2) 一方、本論文の課題としては、以下の点が挙げられる。

まず、本論文は、比較法の対象として、日本法を対象とし、日本の議論を参照しながら、中国における児童虐待防止の施策等に関する提言を行っている。先にも述べた通り、日本と中国とでは、制度上の違いがあるものの、両国が有している問題点等、共通点も存在し、そのような中で、日本の近時における立法等の取り組みが、中国の「半歩先」の動きとして位置づけられることからして、このことには、十分に意義がある。しかし、日本における児童虐待防止の施策や制度が、世界的に見た場合に決して先進的・模範的なものでないことに鑑みると、本論文が、(国際条約等については若干の言及をするものの) 基本的には、比較法の対象とする国を日本のみとしている点は、一つの課題として位置づけられることになる。本論文で、筆者が、中国の現状を踏まえた、実現可能性の高い、実践的な提言を行っていることは先に述べた通りであるが、これは、言い換えれば、目の前の問題に対する一時的な対策に関する提言に偏っているとの評価ともなりうる。このため、世界的な潮流をも踏まえ、日本と中国の児童虐待防止施策・制度が、どのような位置づけにあるかを意識したうえで、筆者が、より明確に、児童虐待防止政策の、今後進むべき方向を明らかにするためには、先進的な他国の取り組み等をも研究対象とすることが必要となると思われる。

次に、本論文の取り扱うテーマが、広範であり、かつ、動きの激しい最新の動向を取り扱うものであることから、一部、十分にそれら動向のフォローがなされていない部分もあった。具体的には、2022年6月に成立した、「こども基本法」、「こども家庭庁設置法」に基づき、2023年4月から活動をスタートした「こども家庭庁」に関する動き、2022年6月の児童福祉法改正により規定され、2024年から施行される「子どもアドボカシー制度」に関する動き等である。これらは、筆者の研究テーマの観点からは重要となることから、今後検討することが必要となる。また、2017年の刑法改正により新設された、監護者わいせつ罪・監護者性交等罪や、2016年の児童福祉法等改正により義務化され、2019年に配置義務が強化された、児童相談所における弁護士の配置(またはこれに準ずる措置)について、本論文では言及がなかったが、これらの点もフォローしておく必要がある。

さらに、本論文は、広い視点から多様な具体的提言がなされているが、個別の論点においては、なお考察を深めるべき点も残されている。具体的には、司法的関与に代わる第三者機関の設置の提案に関しては、日本での司法的関与の拡大がなぜ必要であったかのより深い検討が必要と思われ、監護権の中止制度の提案に関しては、かつてその導入の試みが否定された経緯をふまえ、その議論を克服する理論を考察する必要がある。また、日本においては、近時の大きな動きにおいて、通告制度が大きく寄与していると考えられることから、中国における通告制度についても、その活用可能性につき、より深い検討をすべきと思われる。

(3) 以上のとおり、本論文における課題、および、筆者が今後取り組むべき課題はあるが、これらはいずれも、本研究をより良いものとし、今後、本研究を発展させるための課題というべきものである。本論文が児童虐待という、様々な法分野や制度に関わる総合的な取り組

みを必要とされる分野において、これを、広い視野と的確な分析手法をもって、近時における日本の目まぐるしい動きや議論状況も含めて詳細にフォローし、わかりやすく分析していること、そしてその分析を踏まえて、中国に対する具体的で実践的な提言を行っていることは極めて高く評価することができ、日中両国において有意義な研究成果であることは疑いない。現時点における学問的水準の観点からも、今後の発展可能性の観点からも、本論文は、博士学位申請論文として、特に優れた水準にある研究であると評することができる。

四 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、全員一致をもって、本論文の執筆者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2023年6月14日

審査員

主査 早稲田大学教授 山口齊昭（民法）

副査 早稲田大学教授 小西暁和（刑事政策）

副査 早稲田大学教授 三枝健治（民法）

副査 早稲田大学教授 棚村政行（民法）

副査 東洋大学教授 中村 恵 (民法)

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
1頁・脚注2	Hudson Pacifico Silva, <u>et.</u>	Hudson Pacifico Silva, <u>et al.,</u>
6頁・脚注11	大塚正之「親権の濫用と親権喪失宣告」判例タイムズ1100号151頁	大塚正之「親権の濫用と親権喪失宣告」判例タイムズ1100号 <u>(2002)</u> 151頁
9頁・脚注14	<u>が</u> 公布された。	<u>が</u> 示された。
10頁・脚注16	比較法研究54巻3号149-150頁。	比較法研究54巻3号 <u>(2021)</u> 149-150頁。
23頁・4行目	強制通告義務を負う機構およびその <u>授業員</u>	強制通告義務を負う機構およびその <u>従業員</u>
26頁・脚注65	児童福祉施設の70% <u>近く、が</u>	児童福祉施設の70% <u>近くが、</u>
26頁・5行目	<u>村(居)委員会</u> に児童主任が	<u>村(居)民委員会</u> に児童主任が
26頁・脚注63	<u>村(居)委員会</u> は行政機関ではない	<u>村(居)民委員会</u> は行政機関ではない
27頁・1行目	公安派出所、 <u>村(居)委員会</u> 、共青团、	公安派出所、 <u>村(居)民委員会</u> 、共青团、
29頁・図3	<u>村(居)委員会</u>	<u>村(居)民委員会</u>
29頁・3-4行目	一方、人民法院は、民政部門、公安派出所、 <u>村(居)委員会</u> 、共青团、婦聯、	一方、人民法院は、民政部門、公安派出所、 <u>村(居)民委員会</u> 、共青团、婦聯、
31頁・脚注71	日本語訳： <u>橋本</u> ・前掲注(16)152頁	日本語訳： <u>橋本=劉</u> ・前掲注(16)152頁
34頁・2行目	その中でも2、3歳の児童が虐待を最も受けやすいという状況になって	その中でも2、3歳の児童が虐待を最も受けやすいという状況になっている。
41頁・20行目	支援、 <u>協働</u> がなされている。	支援、 <u>協働</u> がなされている。
45頁・27行目	区別に異なり、中国法には、	区別と異なり、中国法では、
53頁・6行目	<u>ことより</u> 、監護の法的性格は、	<u>ことにより</u> 、監護の法的性格は、
53頁・15行目	<u>20世紀90年代</u> から	<u>1990年代</u> から
56頁・8行目	必ずしも親にのみ <u>任せらるべきでなく、</u>	必ずしも親にのみ <u>任せられるべきでなく、</u>
61頁・29行目	含まれることが <u>明確された</u> 。	含まれることが <u>明確にされた</u> 。
63頁・4行目	<u>20世紀90年代</u> から	<u>1990年代</u> から
82頁・15行目	<u>どのように把握することは</u>	<u>いかに把握するかが</u>
93頁・11行目	<u>旧第821条を第822条とされた</u> 。	<u>また、旧第821条(居所の指定)を第822条に繰り下げた</u> 。
99頁・26-27行	懲戒権を有する(822条)。	懲戒権を有していた(旧822条)。

目		
109頁・19行目	接近禁止命令の措置を対応する。	接近禁止命令の措置を講ずる。
112頁・脚注 328	宮崎幹朗「親権者の医療ネグレクトと親権濫用」36巻3・4号(2010)10頁。	宮崎幹朗「親権者の医療ネグレクトと親権濫用」 <u>愛媛法学会雑誌</u> 36巻3・4号(2010)10頁。
150頁・脚注 423	吉田・前掲注(412)5頁〔吉田恒雄発言〕。	吉田 <u>ほか</u> ・前掲注(412)5頁〔吉田恒雄発言〕。
162頁・1行目	<u>以下の表8</u>	<u>後掲の表8</u>
187頁・30行目	人民政府、 <u>監察医委員会</u> 、人民法院、人民検察院	人民政府、 <u>監察委員会</u> 、人民法院、人民検察院
214頁・23行目	児童の権利を侵害する行為を禁止するべきを提言した。	児童の権利を侵害する行為を禁止 <u>すべきと</u> 提言した。
219頁・12行目	わずかな <u>ら</u> でも寄与することを	わずかな <u>ながら</u> でも寄与することを
巻末・参考文献リスト232 頁・5行目	右田紀久恵「養子制度と里親制度―特にその親権を中心として」大阪市立大学家政学部紀要6巻	右田紀久恵「養子制度と里親制度―特にその親権を中心として」大阪市立大学家政学部紀要6巻 <u>(1959)</u>
巻末・参考文献リスト232 頁・7行目	大塚正之「親権の濫用と親権喪失宣告」判例タイムズ1100号	大塚正之「親権の濫用と親権喪失宣告」判例タイムズ1100号 <u>(2002)</u>
巻末・参考文献リスト232 頁・最後行目	金潔「中国における社会的養護の体制―里親委託の取り組みを中心に」新しい家族56巻	金潔「中国における社会的養護の体制―里親委託の取り組みを中心に」新しい家族56巻 <u>(2013)</u>
巻末・参考文献リスト234 頁・11行目	二宮周平「 <u>2017年</u> (平成29)年改正児童福祉法の意義―保護者に対する指導への司法関与」子どもの虐待とネグレクト21巻3号	二宮周平「 <u>2017</u> (平成29)年改正児童福祉法の意義―保護者に対する指導への司法関与」子どもの虐待とネグレクト21巻3号 <u>(2019)</u>
巻末・参考文献リスト234 頁・16行目	長谷川重夫「親権制度改善のための民法および児童福祉法改正についての意見」月刊福祉63巻6号	長谷川重夫「親権制度改善のための民法および児童福祉法改正についての意見」月刊福祉63巻6号 <u>(1980)</u>